

静岡市立学校給食センター食物アレルギー対応食提供事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市立学校給食センター（以下「センター」という。）の食物アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、食物アレルギー疾患をもつ児童生徒に対してアレルギー物質の除去食を提供し、その他の児童生徒と等しく学校給食を提供することを目的とする。

(事業施設)

第3条 この事業を実施するセンターは、別表1のとおりとする。

(対象)

第4条 事業の対象となる児童生徒は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第3条のセンター配食校に通う者。
- (2) 医師の診断により、食物アレルギーと判定された者。
- (3) 「食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表（以下「生活管理指導表」という。）」が保護者から学校へ提出され、学校長が食物アレルギー対応食提供を必要と判断し、かつ教育委員会に事業実施を認められた者。

(生活管理指導表による把握)

第5条 事業の実施を希望する保護者（以下「希望保護者」という。）は、生活管理指導表を学校に提出しなければならない。

- 2 学校長は、希望保護者から提出された生活管理指導表の記載から、該当児童生徒に、学校給食において食物アレルギー対応食が必要だと判断した場合は、教育委員会に該当の学校生活管理指導表写しを送付する。
- 3 教育委員会は、学校より提出された生活管理指導表を受理したときは、希望保護者に対し、事業の内容についての説明及びアレルギー疾患の症状等についての聴聞を行うものとする。

(食物アレルギー対応食実施審査会の設置)

第6条 教育委員会は対象児童生徒の事業実施可否等を審査するため、別表2に定める構成員及び学校給食課長が必要と認めた者により食物アレルギー対応食実施審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 事業実施可否等は審査会の審査内容をもとに学校給食課長が決定し、その結果を教育委員会より学校長および保護者あて通知するものとする。
- 3 審査会は原則、年1回の開催とする。

(食物アレルギー対応食マニュアル)

第 7 条 本事業は、この要領に定めるものの他、別に定める「学校給食センターにおける食物アレルギー対応食マニュアル」に沿って進めることを基本とする。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

実施施設名
中吉田学校給食センター
西島学校給食センター
丸子学校給食センター
藁科学校給食センター
両河内学校給食センター

別表 2 (第 6 条関係)

所属	役職
学校給食課	課長、食育推進係長、栄養士
学校教育課	保健係指導主事
別表 1 に定める実施施設	所長、食物アレルギー担当者